

平成28年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第3号）

平成28年3月11日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第1 委員長の審査結果報告（予算審査特別委員会委員長、各部常任委員会委員長）
- 日程第2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第3 議案第3号 平成27年度小野町一般会計補正予算（第6号）
〔討論、採決、以下日程第11まで同じ〕
- 日程第4 議案第4号 平成27年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第5号 平成27年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第6号 平成27年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第7号 平成27年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第8号 平成27年度小野町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第9号 平成27年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第10号 平成27年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第11号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第12号 平成28年度小野町一般会計予算
〔討論、採決、以下日程第20まで同じ〕
- 日程第13 議案第13号 平成28年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第14号 平成28年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第15号 平成28年度小野町除染対策事業特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 平成28年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第17号 平成28年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算
- 日程第18 議案第18号 平成28年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第19 議案第19号 平成28年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 平成28年度小野町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第21号 小野町行政不服審査会設置条例について
〔討論、採決、以下日程第23まで同じ〕
- 日程第22 議案第22号 小野町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について
- 日程第23 議案第23号 小野町笑顔とがんばり子育て支援基金条例について
- 日程第24 議案第24号 小野町課設置条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第39まで同じ〕
- 日程第25 議案第25号 小野町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第26号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 旧教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 小野町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 行政不服審査法及び地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 小野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 小野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 小野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 小野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 小野町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 9 議案第 3 9 号 小野町社会体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 0 議案第 4 0 号 西牧門文庫基金条例を廃止する条例について
〔討論、採決〕
- 日程第 4 1 議案第 4 2 号 町有財産賃貸借契約の変更について
〔討論、採決〕
- 日程第 4 2 議案第 4 5 号 小野町道路線の認定について
〔討論、採決〕
- 日程第 4 3 請願・陳情の採択、不採択の決定

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 3 まで議事日程に同じ

(追 加)

日程第 1 議員提出議案第 1 号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

日程第 2 議員提出議案第 2 号 企業対策特別委員会の設置について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 日程第 3 議員提出議案第 3 号 議会改革特別委員会の設置について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 4 議員提出議案第 4 号 公共施設検討特別委員会の設置について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 5 議員提出議案第 5 号 議員派遣について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 6 議員提出議案第 6 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 7 議員提出議案第 7 号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

出席議員（12名）

1 番	渡 邊 直 忠 君	2 番	会 田 明 生 君
3 番	竹 川 里 志 君	4 番	宗 像 芳 男 君
5 番	田 村 弘 文 君	6 番	籠 田 良 作 君
7 番	水 野 正 廣 君	8 番	遠 藤 英 信 君
9 番	久 野 峻 君	10 番	佐 ・ 登 君
11 番	吉 田 康 市 君	12 番	村 上 昭 正 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 和 田 昭 君	副 町 長	鈴 木 慎 也 君
教 育 長	西 牧 裕 司 君	総 務 課 長	阿 部 京 一 君
企画政策課長	佐 藤 浩 君	税 務 課 長	藤 井 義 仁 君
町民生活課長 兼除染推進室長	村 上 春 吉 君	健康福祉課長	山 名 洋 一 君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	石 井 一 一 君	地域整備課長	遠 藤 靖 次 君
教 育 課 長	吉 田 吉 広 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	宗 像 喜 也 君
代表監査委員	先 崎 福 夫 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	吉 田 浩 祥	次 長	折 笠 顕 一
書 記	草 野 隆 行	書 記	二 瓶 由 佳 子

開議 午後 1時30分

◎東日本大震災哀悼の意

○議長（村上昭正君） 会議に入る前に、本日、3月11日は数多くのとうとい命が失われ、かつてない被害をもたらした東日本大震災からちょうど5年目を迎えた日であります。

震災により、犠牲となられた全ての方々に対し、改めて哀悼の意を表します。

なお、本会議中または本会議終了後の月例全員協議会の中に震災発生時刻の午後2時46分を迎える場合は、暫時休議し、黙禱をささげたいと思います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） それでは、ただいまから、平成28年小野町議会定例会3月会議、第9日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長の審査結果報告

○議長（村上昭正君） 日程第1、予算審査特別委員会及び各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長。

6番、籠田良作予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 籠田良作君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（籠田良作君） 予算審査特別委員会における付託事件の審査の結果並びに経過について、ご報告を申し上げます。

平成28年小野町議会定例会3月会議において予算審査特別委員会に付託された事件は、予算審査特別委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりでありま

す。

以上申し上げまして、予算審査特別委員会の報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

6番、籠田良作総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 籠田良作君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） 平成28年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表及び請願・陳情文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第21号 小野町行政不服審査会設置条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、行政処分に関し住民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続の制度について、現行の行政不服審査法が改正されることに伴い、小野町行政不服審査会を設置するもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

審査会委員の任期、報酬、守秘義務の規定についての質疑があり、要綱で規定することでした。

また、過去の審査請求についての質疑があり、実績はないとのことでした。

次に、議案第22号 小野町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、議案第21号同様、行政不服審査法の改正に伴い制定するもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第24号 小野町課設置条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、「子育て支援課」を新設するため、所要の改正を行うものであり、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第25号 小野町職員定数条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、「子育て支援課」の新設に伴い、各部署の職員の定数を改めるもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第26号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ、所要の改正を行うもので、12月に支給する期末手当の支給割合を改めるもので、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものです。

また、平成28年度以降に支給される期末手当の6月及び12月の支給率をそれぞれ改めるもので、公布の日か

ら施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第27号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、議案第26号同様、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号 旧教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案についても、議案第26号同様、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、議案第26号と同様、福島県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものであります。

また、平成28年度以降に支給される勤勉手当の支給率を改めるものであり、公布の日から施行し、平成28年4月1日から運用するものであります。

勤勉手当の内容について、質疑がありました。

次に、議案第30号 小野町行政手続条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第31号 行政不服審査法及び地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、行政不服審査法及び地方公務員法が改正され、本年4月1日より施行されることに伴い、関連する条例の一部を改正するもので、平成28年4月1日より施行するものです。

次に、議案第32号 小野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、行政不服審査法及び同施行令の改正に伴い、所要の改正を行うもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

審査委員会の開催などについての質疑がありました。

次に、議案第37号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について、教育課長に出

席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

子ども子育て支援新制度の基準において、多子世帯・ひとり親世帯等の保育料軽減措置について、対象者が拡大することに伴い、保育料軽減に係る所要の改正を行うもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

対象者数の見込みについて、質疑がありました。

次に、議案第38号 小野町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、勤労青少年ホームの設置について上位法である勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行により、設置規定が廃止されたことに伴い、関係条文の整理を行うもので、公布の日から施行するものです。

次に、議案第39号 小野町社会体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、小野運動公園内多目的運動施設建設が今年度内に終了することから、名称を「多目的運動施設」とし、使用料金の一部改正を行うもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

施設名称や利用方法についての質疑があり、親しみやすい名称や、利用しやすい運用を検討していくとのことでありました。

次に、議案第40号 西牧門文庫基金条例を廃止する条例について、教育課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、平成15年に創設した西牧門文庫基金が、平成27年度をもち取り崩しが完了したことから、平成28年4月1日をもって当該条例を廃止するものであります。

小野町図書館内の文庫存続の有無について、質疑がありました。

次に、議案第42号 町有財産賃貸借契約の変更について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案については、一般廃棄物最終処分場用地として株式会社ウィズウェイストジャパンと締結している町有財産賃貸借契約について、貸付期間を平成30年3月31日までの2年間延長する契約変更をするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求められたものであります。

平成30年度までの事業計画について、質疑がありました。

次に、陳情第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について、本陳情については、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情について、奨学金の利用者は、大学の授業料の値上げや経済の悪化による親の経済力の低下により年々増加し、現在、大学生の2人に1人が利用しています。

一方、卒業後も不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、制度の維持が困難となって

います。持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化、人口減少や地方の衰退に歯どめをかけることは、極めて重要な課題であります。

よって、国に対して給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出を求めるものです。

審査に当たっては、教育課長に出席を求め、参考意見を聴取したものであります。

以上が、平成28年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

5番、田村弘文厚生産業常任委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 田村弘文君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（田村弘文君） 平成28年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表及び請願・陳情文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第23号 小野町笑顔とがんばり子育て支援基金条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、少子化対策の一つとして、子供の健全育成と子育て支援を目的に基金を造成するもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

基金の具体的な運用方法等についての質疑があり、妊産婦や乳幼児に対する支援、子供の遊び場整備等を検討しており、運用規則等について早急に対応していきたいとのことであります。

また、子育て支援策の内容によっては、基金積立額の上限を超える場合も想定されるが、その都度協議を行い、予算の計上を検討していきたいとのことであります。

その他、基金積立額については、当面の間は2,000万円としているが、決定ではなく、事業のニーズによって変動が想定されるとのことであります。

次に、議案第33号 小野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されたため所要の改正を行うもので、平成28年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第34号 小野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、利用定員等の規定及び地域等の連携に関する規定など所要の改正を行うもので、平成28年4月

1日より施行するものであります。

次に、議案第35号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案につきましては、議案第34号同様、地域密着型通所介護の創設が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、地域密着型通所介護に関する基本方針を初め、人員、設備及び運営に関する基準等を追加するもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

町内で本サービスを提供する事業所数の見込み等について質疑がありました。

次に、議案第36号 小野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が平成27年10月16日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うもので、平成28年10月1日より施行するものであります。

本案の適用を受ける入居者の有無について質疑がありました。

次に、議案第45号 小野町道路線の認定について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査いたしました結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、既認定町道と同様に管理している住民生活に密着した法定外道路15路線について、町道路線への新規認定を行うものであり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

町道認定した後の整備計画の有無等について質疑があり、今後の適切な維持管理を主な目的としたものであることなどの説明がありました。

次に、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業振興課長に出席を求め、参考意見を聴取し、審査いたしました結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情について、福島県の最低賃金は時間額705円と全国でも31番目の低い水準にあり、県内勤労者の賃金水準や、経済実勢などと比較しても極めて低いため、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが重要な課題となっており、衆議院議長を初め、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書の提出を求めるものです。

委員からは、労働者と雇用者とのバランスを考慮して議論すべきであるとの意見が出されました。

以上が、平成28年小野町議会定例会3月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第2、予算審査特別委員会委員長及び各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を

行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで、予算審査特別委員会委員長及び各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第3号～議案第11号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第3、議案第3号 平成27年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第11、議案第11号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）まで、9議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第3号から議案第11号まで、9議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第11号までの討論を終わります。

◎議案第3号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第3号 平成27年度小野町一般会計補正予算（第6号）について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 平成27年度小野町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号～議案第11号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第4号 平成27年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第11号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）までの8議案について、お諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第11号までの8議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第12号～議案第20号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第12、議案第12号 平成28年度小野町一般会計予算から日程第20、議案第20号 平成28年度小野町水道事業会計予算まで、9議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第12号から議案第20号まで、9議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第20号までの討論を終わります。

◎議案第12号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第12号 平成28年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第12号 平成28年度小野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第20号の採決

○議長（村上昭正君） 次に議案第13号 平成28年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第20号 平成28年度小野町水道事業会計予算まで、8議案についてお諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第20号までの8議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第21号～議案第23号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第21、議案第21号 小野町行政不服審査会設置条例についてから日程第23、議案第23号 小野町笑顔とがんばり子育て支援基金条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第21号から議案第23号までの3議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第23号までの討論を終わります。

◎議案第21号～議案第23号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第21号 小野町行政不服審査会設置条例についてから議案第23号 小野町笑顔とがんばり子育て支援基金条例についてまでの3議案について、お諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第23号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第24号～議案第39号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第24、議案第24号 小野町課設置条例の一部を改正する条例についてから日程第39、議案第39号 小野町社会体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてまでの16議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第24号から議案第39号までの16議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第39号までの討論を終わります。

◎議案第24号～議案第39号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第24号 小野町課設置条例の一部を改正する条例についてから議案第39号 小野町社会体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてまでの16議案について、お諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第39号までの16議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第40、議案第40号 西牧門文庫基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第40号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第40号の討論を終わります。

◎議案第40号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第40号 西牧門文庫基金条例を廃止する条例について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第41、議案第42号 町有財産賃貸借契約の変更についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第42号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第42号の討論を終わります。

◎議案第42号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第42号 町有財産賃貸借契約の変更について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第42、議案第45号 小野町道路線の認定についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第45号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第45号の討論を終わります。

◎議案第45号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第45号 小野町道路線の認定について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（村上昭正君） 日程第43、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

厚生産業常任委員会委員長より報告のあった陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情については採択。

総務文教常任委員会委員長より報告のあった陳情第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情については採択とする。

各部常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号及び陳情第3号については、それぞれ採択と決定いたしました。

暫時休議といたします。

これより、追加議事の資料を配付いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時09分

○議長（村上昭正君） ただいま、追加議事日程及び議員提出議案第1号から議員提出議案第7号までの議案を配付いたしました。配付漏れはありませんか。

なければ再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第1、議員提出議案第1号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例につ

いてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、4番、宗像芳男議員の説明を求めます。

4番、宗像芳男議員。

〔4番 宗像芳男君登壇〕

○4番（宗像芳男君） 議員提出議案第1号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条の規定により、下記のとおり提出する。

平成28年3月11日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、籠田良作、同じく久野峻、同じく田村弘文、同じく竹川里志、同じく会田明生の各議員であります。

小野町課設置条例の一部改正により新たに設置される「子育て支援課」を厚生産業常任委員会の所管に加えるため、本条例の改正案を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第1号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第1号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第1号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第1号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第1号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第1号 小野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 企業対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 企業対策特別委員会の設置について、6番、籠田良作議員の説明を求めます。

6番、籠田良作議員。

〔6番 籠田良作君登壇〕

○6番（籠田良作君） 議員提出議案第2号 企業対策特別委員会の設置について、地方自治法第109条及び小野町議会委員会条例第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

平成28年3月11日提出。

提出者、籠田良作、賛成者、宗像芳男、同じく久野峻、同じく田村弘文、同じく竹川里志、同じく会田明生の各議員であります。

- 1、委員会の名称、企業対策特別委員会。
- 2、調査期間、調査の完了する日まで。
- 3、委員の定数、6名。
- 4、設置の目的、企業誘致対策、既存企業の育成支援のための活動を行う。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 企業対策特別委員会の設置について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第2号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第2号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 企業対策特別委員会の設置について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎企業対策特別委員会の委員の選任

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。ただいま設置されました企業対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、2番、会田明生議員、5番、田村弘文議員、6番、籠田良作議員、7番、水野正廣議員、9番、久野峻議員、11番、吉田康市議員を指名いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、企業対策特別委員会の委員は、ただいまの議長の指名のとおり、選任することに決定いたしました。

◎議員提出議案第3号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第3、議員提出議案第3号 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 議会改革特別委員会の設置について、9番、久野峻議員の説明を求めます。

9番、久野峻議員。

〔9番 久野 峻君登壇〕

○9番（久野 峻君） 議員提出議案第3号 議会改革特別委員会の設置について、地方自治法第109条及び小野町議会委員会条例第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

平成28年3月11日提出。

提出者、久野峻、賛成者、宗像芳男、同じく籠田良作、同じく田村弘文、同じく竹川里志、同じく会田明生の各議員であります。

1、委員会の名称、議会改革特別委員会。

2、調査期間、調査の完了する日まで。

3、委員の定数、12名。

4、設置の目的、議会に係る諸課題を整理し、議会改革及び政策議論のあり方等の調査・検討を行う。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第3号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 議会改革特別委員会の設置について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第3号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第3号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 議会改革特別委員会の設置について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎議会改革特別委員会の委員の選任

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、1番、渡邊直忠議員、2番、会田明生議員、3番、竹川里志議員、4番、宗像芳男議員、5番、田村弘文議員、6番、籠田良作議員、7番、水野正廣議員、8番、遠藤英信議員、9番、久野峻議員、10番、佐・登議員、11番、吉田康市議員、12番、村上昭正を指名いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員は、ただいまの議長指名のとおり、選任することに決定いたしました。

◎議員提出議案第4号の上册、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第4、議員提出議案第4号 公共施設検討特別委員会の設置についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第4号 公共施設検討特別委員会の設置について、5番、田村弘文議員の説明を求めます。

5番、田村弘文議員。

〔5番 田村弘文君登壇〕

○5番（田村弘文君） 議員提出議案第4号 公共施設検討特別委員会の設置について、地方自治法第109条及び小野町議会委員会条例第5条の規定に基づき、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

平成28年3月11日提出。

提出者、田村弘文、賛成者、宗像芳男、同じく籠田良作、同じく久野峻、同じく竹川里志、同じく会田明生の各議員であります。

- 1、委員会の名称、公共施設検討特別委員会。
- 2、調査期間、調査の完了する日まで。
- 3、委員の定数、12名。
- 4、設置の目的、各公共施設の整備に関する調査・検討を行う。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第4号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第4号 公共施設検討特別委員会の設置について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第4号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第4号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第4号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第4号 公共施設検討特別委員会の設置について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎公共施設検討特別委員会の委員の選任

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。ただいま設置されました公共施設検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、1番、渡邊直忠議員、2番、会田明生議員、3番、竹川里志議員、4番、宗像芳男議員、5番、田村弘文議員、6番、籠田良作議員、7番、水野正廣議員、8番、遠藤英信議員、9番、久野峻議員、10番、佐・登議員、11番、吉田康市議員、12番、村上昭正を指名します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、公共施設検討特別委員会の委員は、ただいまの議長指名のとおり、選任することに決定いたしました。

◎各特別委員会の正・副委員長の選任

○議長（村上昭正君） ただいま設置されました各特別委員会の正・副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会の互選となっておりますので、暫時休議し、その間に各特別委員会で選任していただきたいと思います。

暫時休議といたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時37分

- 議長（村上昭正君） 再開いたします。
休憩前に引き続き会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（村上昭正君） 諸般の報告を行います。
各特別委員会の正・副委員長の選任について、ご報告いたします。
初めに、企業対策特別委員会の委員長に会田明生議員、副委員長に田村弘文議員が互選されました。
次に、議会改革特別委員会の委員長に竹川里志議員、副委員長に宗像芳男議員が互選されました。
次に、公共施設検討特別委員会の委員長に久野峻議員、副委員長に渡邊直忠議員が互選されました。
以上を申し上げまして、報告といたします。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎議員提出議案第5号の上程、説明

- 議長（村上昭正君） 追加日程第5、議員提出議案第5号 議員派遣についてを議題といたします。
本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
議員提出議案第5号 議員派遣について、3番、竹川里志議員の説明を求めます。
3番、竹川里志議員。
〔3番 竹川里志君登壇〕
- 3番（竹川里志君） 議員提出議案第5号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。
平成28年3月11日提出。
提出者、竹川里志、賛成者、宗像芳男、同じく籠田良作、同じく久野峻、同じく田村弘文、同じく会田明生の各議員であります。
提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。
以上であります。
議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第5号の質疑

- 議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。
議員提出議案第5号 議員派遣について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。
したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第5号の討論

- 議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。
議員提出議案第5号を討論に付します。
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。
したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第5号の採決

- 議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。
議員提出議案第5号 議員派遣について、お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。
したがって、議員提出議案第5号は原案のとおり可決されました。
暫時休議といたします。
2時46分を待ちたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時47分

○議長（村上昭正君） 再開します。

◎議員提出議案第6号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第6、議員提出議案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、3番、竹川里志議員の説明を求めます。

3番、竹川里志議員。

〔3番 竹川里志君登壇〕

○3番（竹川里志君） 議員提出議案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成28年3月11日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、田村弘文、同じく佐・登、同じく久野峻、同じく渡邊直忠の各議員であります。

提案理由、最低賃金の引き上げは、非正規労働者の所得の向上に直結し、デフレからの脱却と経済の好循環を図るためにも必要不可欠である。

また、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためには、物価上昇と消費税率の引き上げ分を考慮した最低賃金の引き上げが必要である。さらには、最低賃金の引き上げは、一定水準の賃金が確保され、県内における労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流失に歯止めをかけ、福島県の復興を促進するうえでも、非常に重要な位置づけとなっている。

ついては、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるため、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第6号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第6号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第6号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第6号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第6号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第6号については、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第7号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第7、議員提出議案第7号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第7号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書について、2番、会田明生議員の説明を求めます。

2番、会田明生議員。

〔2番 会田明生君登壇〕

○2番（会田明生君） 議員提出議案第7号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成28年3月11日提出。

提出者、会田明生、賛成者、籠田良作、同じく吉田康市、同じく遠藤英信、同じく水野正廣、同じく宗像芳男の各議員であります。

提案理由、「奨学金」利用者は年々増加し、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになった。

この背景には、大学の授業料の値上げ、経済の悪化や雇用制度の変化に伴う親の経済力低下がある。

また、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加し、その数は約33万人にも及んでいる。

持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子高齢化、人口減少や地方衰退に歯止めをかけるうえで重要な課題である。

については、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求めため、地方自治法第99条の規定により、衆参両院議長ほか関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第7号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第7号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第7号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第7号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第7号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第7号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第7号については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（村上昭正君） これで、定例会3月会議に付議された事件は、全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（村上昭正君） 定例会終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

定例会3月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は我々議員にとりまして、改選後、初めての定例会でありましたが、平成28年度各会計当初予算を初め、補正予算、条例の新規制定及び一部改正、過疎計画、契約案件など、いずれも重要案件の審議でありましたが、9日間にわたり熱心なるご審議を賜り、全議案議了することができました。

一般質問においては、5名の議員が登壇され、町政全般への闊達な質問、大変ご苦労さまでございました。

町、執行部におかれましては、各常任委員会、予算審査特別委員会などでの質疑、意見も踏まえ、幅広い検討と議論により、ぜひともスピード感を持って、各種施策の実現を図られるようお願いしたいと存じます。

さて、年度末に当たり、本年度を振り返りますと、60周年の節目の年として、様々な事業が実施されたほか、地方総合戦略や過疎地域自立促進計画など、少子化、人口減少対策に特化した計画も策定されました。我々議会といたしましても、課題解決、各計画の目標実現のため、活発な取り組みを行って参る考えでありますので、町執行部におかれましても、引き続き町政進展のため、一層のご尽力をお願いしたいと存じます。

少しずつ寒さも和らぎ、春の足音が近づいておりますが、議員並びに町執行部各位におかれましては、ご自愛の上、ご活躍されますようご祈念申し上げ、本定例会閉会の挨拶といたします。

ご精励、大変お疲れさまでございました。

◎町長挨拶

○議長（村上昭正君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 平成28年小野町議会定例会3月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

まず初めに、改めて5年前の、先ほど黙禱やりましたけれども、3月11日に発生した東日本大震災において犠牲になられた方々に対し、衷心により哀悼の誠をささげるとともに、被害に遭われた皆様に深くお見舞いを申し上げます。

今定例議会は、平成27年度各会計補正予算案件9件、平成28年度一般会計ほか各会計当初予算案件9件、条例制定案件3件、条例の一部改正案件16件、条例の廃止案件1件、計画策定案件1件、変更契約案件1件、変更契約締結案件1件、町道路線の認定案件1案件、人事案件1件、合計43案件をご提案申し上げたところでありますが、議員の皆様には連日ご精励の上、慎重審議の結果、ご議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

今議会においての多岐にわたるご質問や審議の過程で頂戴いたしました議員各位からの様々なご意見、ご指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の適正な予算執行、町政運営に努める所存であります。

平成28年度は、町の将来をしっかりと見据え、第4次小野町振興計画後期基本計画を柱とし、小野町過疎地域自立促進計画、小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの各種計画に基づき、着実に歩みを進めて参る所存であります。人口減少、更には少子化を解消する一つとして、子育て支援を重点的に進めるとともに、引き続き確かな復興、元気なまちづくり、町民の安心・安全につながる施策を常に考え、積極的に実施して参りますので、議員各位のなおい層のご支援、ご指導、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

また、この場をおかりいたしまして、一言申し上げたいと思いますが、現副町長の鈴木慎也氏におかれましては、4月1日から福島県への復帰についての打診がありました。私といたしましては、その旨を了承し、3月31日付の退職を了承したところであります。鈴木副町長には、平成26年4月1日就任以来、2年間の長きにわたり献身的に職務に精励され、小野町に大きなご貢献をいただきました。改めて、深く感謝するとともに、福島県復帰後ご健勝で、ますますご活躍を願うものであります。鈴木副町長、本当にありがとうございました。

簡単ではありますが、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 3時03分